

杉並区では 子どもの権利擁護を推進する ための取組を進めています！



1. 「子どもの権利」について普及啓発

子どもの権利ってなんだろう？

世界では…

「すべての子どもたちが心も体も健康で、
自分らしく育つために必要なこと」です。

世界中のすべての子どもは、生まれながらに子どもの権利を持っています。
日本を含む世界の196の国や地域が守ることを約束した「子どもの権利条約」では、子どもの権利を考えるときに一緒に考えなくてはならない、次の4つの大事な原則があります。

	子どもを誰一人取り残さないこと		子どもにとって最もいいこと
	命を守られ成長できること		意見がちゃんと聽かれ尊重されること



2. 「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けて

区では、基本構想に掲げる「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、子どもの考え方や思いを大切にしながら「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向け、検討を進めてきました。

条例案には… 以下の内容を盛り込みたいと考えています。

- ◆子どもにとって大切な権利を示し、守るようにします。
- ◆まわりの大人たちの役割を定めます
- ◆杉並区が行う取り組みを定めます
- ◆子どもの悩みや相談を聴いて一緒に考える「子どもの権利救済委員」を設置します。

→ 条例制定スケジュール（予定）

令和7年 2月 令和7年第1回区議会定例会に
条例案を提出

4月 条例施行

他にも、
子どもから意見を聞く取組を
進めています



<子どもの権利条約>
詳しくはユニセフホームページへ



<子どもから意見を聞く取組>
杉並区公式ホームページをご覧ください！

